

〇うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(平成 27 年 12 月 15 日条例第 27 号)

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	うきは市子ども医療費の支給に関する条例(平成17年条例第126号)による乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成17年条例第134号)による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年条例第127号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	うきは市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法の規定による医療に関する給付の支給及び被保険者等の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		(2) 生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
		(3) うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の受給資格及び支給に関する情報であって規則で

		定めるもの
		(4) うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給及び被保険者等の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって規則で定めるもの
		(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって規則で定めるもの
		(4) 生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報であって規則で定めるもの
		(6) うきは市子ども医療費の支給に関する条例による乳幼児・子ども医療費の受給資格に関する情報であって規則で定めるもの
		(7) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給及び被保険者等の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		(2) 生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの

		(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの